

労働安全衛生関係電子申請の公文書取得について

2025（令和7）年1月1日より電子申請が義務化された以下の手続について、審査終了後、管轄署の電子印が押印された「電子公文書」を取得することが出来ます。

- ・労働者死傷病報告（休業4日以上、4日未満ともに）
- ・総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医選任の報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告



お問い合わせの多い電子公文書に関する注意事項について

1 電子公文書の取得期限

労働安全衛生関係の電子公文書について、取得期限は審査通知後90日以内です。利用者の責任において電子公文書をダウンロードを行うことと規定されています。確認漏れがないよう対応をお願いいたします（90日を過ぎると再取得が出来ませんのでご注意ください）。

利用者は、状況確認画面を用いて適宜自己の行った申請・届出等手続の処理状況の確認を行うものとし、確認した結果、電子公文書のダウンロードが可能な場合は遅滞なくダウンロードを行うものとします。（デジタル庁e-Gov電子申請サービス利用規約第3条抜粋）

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/terms/>

2 入力支援サービスを利用した際の電子公文書の取得

上記申請については、e-Gov申請の他、厚生労働省が運営するサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を利用して申請することが可能ですが、当該サービスサイト上では、電子公文書を確認及びダウンロードすることは出来ません（審査状態の確認は可能です）。

つきましては、e-Gov電子申請システムのアプリケーションを通じて電子公文書をダウンロードする必要がありますので事業場の皆様におかれましては必要なお対応をお願いいたします。

3 電子申請が義務化されていない届出・報告等

電子申請義務化対象外の労働安全衛生関係の手続についても、電子申請は可能ですが、電子公文書の発行機能自体が備わっていません（令和8年1月末現在）。そのため、当該申請については審査通知をもって手続は終了となります。

電子公文書は取得出来ませんのでご注意ください。



e-Gov 電子申請HP



e-Gov 問い合わせフォーム



入力支援サービスサイト



仙台署HP

参考HP

